

**鳥取県選挙管理委員会告示第 18 号**

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 12 条第 1 項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、中村はるみち後援会から訂正の報告があったので、同法第 20 条第 1 項の規定に基づき、平成 19 年鳥取県選挙管理委員会告示第 90 号（政治団体の収支に関する報告書の要旨について）の一部を次のように改正する。

平成 20 年 5 月 20 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 古 賀 裕 子

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
政治団体の名称 中村はるみち後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会議員 報告年月日 平成19年 3 月28日 1 略 2 支出総額 <u>3,989,658円</u> 3 翌年への繰越額 <u>280,450円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 2,228,495円 人件費 650,000円 光熱水費 79,781円 備品・消耗品費 155,429円 事務所費 1,343,285円 政治活動費 <u>1,761,163円</u> 組織活動費 77,430円 機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円 機関紙誌の発行事業費 331,353円 宣伝事業費 142,610円 調査研究費 7,235円 寄附・交付金 <u>1,202,535円</u> 6 及び 7 略	政治団体の名称 中村はるみち後援会 資金管理団体の届出をした者の氏名 中村晴通 資金管理団体の届出に係る公職の種類 鳥取市議会議員 報告年月日 平成19年 3 月28日 1 略 2 支出総額 <u>2,787,123円</u> 3 翌年への繰越額 <u>1,482,985円</u> 4 略 5 支出の内訳 経常経費 2,228,495円 人件費 650,000円 光熱水費 79,781円 備品・消耗品費 155,429円 事務所費 1,343,285円 政治活動費 <u>558,628円</u> 組織活動費 77,430円 機関紙誌の発行その他の事業費 473,963円 機関紙誌の発行事業費 331,353円 宣伝事業費 142,610円 調査研究費 7,235円 6 及び 7 略